

令和6年3月8日

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による 児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案に関する意見

全国市長会

標記法律案に関して、下記のとおり意見を提出するので、特段の措置を講じられたい。

記

標記法律案には、学校設置者等が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることの義務付け等が規定されており、都市自治体も学校設置者等として、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与える性暴力等が生じることのないよう適切に対応していかなければならない。

当該法律案において、学校設置者等が講ずべき措置等として、「犯罪事実確認義務等」、「児童対象性暴力等を把握するための措置」、「犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置」、「児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置」等が規定されており、その実施に当たっては、今後、内閣府令の定めにより行うこととされているものもあり、現時点においてその全容が明らかにされていないところもある。

当該法律案の内容を実効あるものにするためには、対象となる業務の従事者をはじめ関係する者の理解と協力が極めて重要であり、国の責任において、広く周知徹底等を図ること。

併せて、特に、安全を確保するための児童等への措置については、児童等の心身の健全な発達に支障が生じることのないよう配慮することが必要であり、今後、こうした措置も含め、具体的な制度設計に当たっては、施設等の本来の業務や現場の実務への影響等を勘案し、制度が円滑に実施できるものとなるよう十分に検討を行うこと。